

令和3年度 第2回 岡山県国民健康保険運営協議会（書面開催） 議事概要

1 日 時 令和4年2月

2 委 員 綱島委員、山坂委員、太田委員、佐藤委員、田頭委員、伊達委員、
浜田委員、足羽委員、南委員、高田委員、國定委員

3 概 要

事務局から委員へ資料を郵送し、意見等回答様式により、委員から提出のあった意見等に対し、事務局が回答した。

(1) 議事

- ・ 令和4年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定
- ・ 令和4年度県国保特別会計
- ・ 国保ヘルスアップ支援事業
- ・ 運営方針に係る令和3年度の取組状況
- ・ その他

(2) 送付資料

- ・ 資料 : 令和3年度 岡山県国民健康保険運営協議会（第2回）説明資料

(3) 意見内容等

【令和4年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定】

委 員：令和3年度の一人当たり保険給付費は、38.8万円と対前年度比7.6%増となっている。このように大幅増が見込まれるのはなぜか。

事務局：ご指摘の資料について、令和2年度の値を実績、令和3年度の値を推計値としています。対前年度比が大幅増となっているのは、新型コロナウイルス感染症による受診控えにより保険給付費の支出が極端に少なかった令和2年度の実績と、受診控えの影響を加味していない令和3年度推計値を比較しているためです。なお、実際は令和3年度も受診控えが見られましたので、令和3年度の実績は推計値より少なくなる見込みです。

委 員：例えば岡山市でいうと、実際の保険料率はどうなるのか。現状と比べて、上がるのか、下がるのか。

事務局：岡山市において、県が算定した標準保険料率の算定基礎となる一人当たり保険料額は、前年度比で上がっています。なお、実際の保険料率については、市町村において県の算定結果を参考に、独自財源の活用や、予定収納率の設定、その他直近の世帯状況などの個別の事情を総合的に勘案しながら設定します。

委員：来年度において、一般会計から繰り入れを行う市町村はあるか。今後は、繰り入れを行わない方向になっているか。

事務局：岡山市と新見市が、国保特別会計に生じた赤字を削減・解消するため、平成30年度を初年度とする計画を策定し、毎年度、一般会計から繰り入れを行っています。計画では両市とも令和5年度までに赤字を解消することとしていましたが、岡山市は予定を前倒しして3年度に解消見込みとなっており、4年度は新見市のみが一般会計繰り入れを行う予定となっています。国保財政を安定的に運営していくためには、必要な支出を保険料や県支出金等で賄うことによって、財政収支の均衡を図ることが重要なため、市町村の実地指導等において財政状況等を確認するとともに、必要に応じて適切な助言等を行ってまいりたいと存じます。

【運営方針に係る令和3年度の取組状況】

委員：保険料水準の統一について、「諸課題の検討を実施」したとあるが、具体的には、どのような検討を行っているのか。

事務局：将来的に保険料水準の統一を目指すこととしている運営方針の下、今年度、国保運営方針等連携会議の下部組織として県及び市町村担当で構成する財務・事務、保険料（税）、保健事業・医療費適正化の3つの作業部会WGを設置し、医療費水準の平準化や保険料（税）の算定方式、保健事業のあり方などについて議論しています。

これまで合同WGを含め7回開催し、例えば、保険料（税）の算定方式について、現在、県内では3方式（所得割、均等割、平等割）と4方式（3方式に資産割を加えた算定方式）を採用する市町村が混在しておりますが、全ての市町村が同じ算定方式とすることが必要となることから、資産割について、賦課に係る特性や社会環境の変化などの課題について議論し、その取扱いについて検討しています。

【国保ヘルスアップ支援事業】

委員：国保ヘルスアップ支援事業のうち「4 医療機関に向けた受診勧奨事業および特定健診情報提供事業」について、①特定健診情報提供事業の実績について説明していただきたい。②医療機関に向けた受診勧奨事業の方法とその効果について説明していただきたい。

事務局：①令和3年11月末現在で475件となっております。②当事業については、これまで市町村単位で実施しておりましたが、令和3年度から全市町村で実施しております。県医師会に依頼し、県が作成した情報提供事業のチラシを岡山県医師会報や岡山県医師会ホームページに掲載していただいておりますが、令和2年度の各市町村での情報提供合計数よりも減少している状況です。コロナ禍の影響も考えられますが、今後、特定健診の必要性や当事業

についての更なる周知が必要と考えており、今後も県医師会や各市町村と協力しながら医療機関に周知を行っていきたいと存じます。

以上